

監査告示第3号

令和5年2月22日

| | | |
|----------|----|-----|
| 鹿児島市監査委員 | 内山 | 薫 |
| 同 | 小迫 | 義仁 |
| 同 | 志摩 | れい子 |
| 同 | 大森 | 忍 |

令和4年度定期監査（第3回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

| | | |
|-------|----------------|---|
| 総務局 | 市長室 東京事務所 | 秘書課 広報課 広報戦略室 国際交流課 |
| 企画財政局 | 企画部 | 政策企画課 地方創生推進室 移住推進室 アジア戦略室 政策推進課 交通政策課 |
| 健康福祉局 | すこやか長寿部 保健部 | 健康総務課 指導監査課 保健政策課 生活衛生課 食肉衛生検査所 保健環境試験所 |
| 産業局 | 中央卸売市場 | 青果市場 魚類市場 |
| 観光交流局 | 観光交流部 | 観光プロモーション課 スポーツ課 |
| 建設局 | 建築部 | 住宅課 建築課 |

水道局 総務部 総務課 経理課
 水道部 水道整備課 水道管路課 配水管理課
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局

(2) 対象範囲

原則として令和4年4月1日から令和4年10月31日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和3年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の運用状況について（各課で行っている予定価格が50万円以下の施設修繕及び業務委託）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を求め、内部統制の運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和4年11月29日から令和5年2月22日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認められたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、各課で行っている予定価格が50万円以下の施設修繕及び業務委託に係る内部統制の運用状況は、適切であった。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

(1) 総務局 市長室、東京事務所

指摘事項なし

(2) 企画財政局 企画部

指摘事項なし

(3) 健康福祉局 すこやか長寿部、保健部

指摘事項なし

(4) 産業局 中央卸売市場

[指摘事項]

- ・ 会計規則第23条第1項によると、現金を直接収納したときは即日払込書により指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならないが、即日払込みができない場合は、出納員等において一時保管し、指定金融機関等の翌営業日の正午までに払い込まなければならないとなっているが、現金領収帳で収納した諸証明手数料について、収納してから翌営業日の正午までに払い込まれていないものが1件あった。(魚類市場)

(5) 観光交流局 観光交流部

指摘事項なし

(6) 建設局 建築部

[指摘事項]

- ・ オンライン研修の受講料について、資金前渡を受け研修開始前までに相手方に支払うべきところ、受講後も資金前渡職員口座に入金したまま、約2か月間にわたり支払いを滞らせていた。(建築課)

(7) 水道局 総務部、水道部

指摘事項なし

(8) 選挙管理委員会事務局

指摘事項なし

(9) 農業委員会事務局

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

| 区分 | 基準 |
|------|--|
| 指導事項 | 改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの |
| 指摘事項 | 法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの |
| 意見 | 改善について検討を求めるもの |